

## 2 職員の給与の状況

### ①人件費の状況（平成19年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
47,049人	10,776,313千円	352,899千円	3,162,057千円	29.3%

### ②職員給与費の状況（平成19年度普通会計決算）

職員数(A)	給与費(B)			1人あたり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	
380人	1,444,533千円	216,489千円	597,681千円	5,944千円

### ③職員（一般行政職）の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区分	一般行政職		
	職員数	平均給料月額	平均年齢
町	220人	334,000円	42才2月
県	9,867人	367,553円	43才8月

### ④職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分		経験年数	
		10年以上15年未満	20年以上25年未満
町	大学卒	270,600円	386,200円
	高校卒	225,800円	326,200円
県	大学卒	296,444円	404,863円
	高校卒	251,976円	345,804円

### ⑤特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区分	給料月額等	期末手当支給割合
給料	町長 548,100円	(平成19年度支給割合) 6月期 2.10月分
	副町長 539,200円	
報酬	議長 320,000円	12月期 2.40月分
	副議長 255,000円	
	議員 235,000円	

※副町長は不在です。

### ⑥職員（一般行政職）の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主任	主査	主幹	課長 参事	調整幹 教育次長	
職員数	45人	65人	53人	35人	17人	5人	220人
構成比	20.5%	29.5%	24.1%	15.9%	7.7%	2.3%	100%

### ⑦職員手当の状況（平成19年度）

区分	(平成19年度支給割合)		期末手当	勤勉手当	計	※職制上の段階・職務の級などによる加算措置があります。
	6月期	12月期				
期末・勤勉手当	1.40月分	1.60月分	1.40月分	0.725月分	2.125月分	
	1.60月分	1.60月分	1.60月分	0.775月分	2.375月分	
	計 3.00月分	計 3.00月分	計 1.50月分	計 4.50月分		
退職手当	(支給率)		自己都合	勸奨・定年	※当町は、36市29町1村42一部事務組合で構成している埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、支給率は組合で統一されています。	
	勤続20年	23.5月分	23.5月分	30.55月分	※職制上の段階・職務の級などによる加算措置があります。	
	勤続25年	33.5月分	33.5月分	41.34月分		
	勤続35年	47.5月分	47.5月分	59.28月分		
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分		

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間の概要

勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	休憩時間
1週間当たり 40時間	午前 8時30分	午後 5時15分	午前・午後各 15分	45分

### (2) 休暇制度の概要・種類等

年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる、有給による休暇であり、一年につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病欠休暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。
組合休暇	労働組合の業務又は活動に従事するために認められる休暇です。

# 町の職員数・給与などをお知らせします

杉戸町の人事行政運営における公平性・透明性の確保を図るため、職員の任用、給与などの状況を公表します。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員の採用の状況

平成19年度は、福祉1名、保育士・幼稚園教諭1名、保健師1名、栄養士1名の計4名を採用しました。

### (2) 再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち改めて採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用されるフルタイム勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員があります。

平成19年度は、短時間勤務職員を2名採用しました。

### (3) 職位別任用状況

平成19年度末現在、主幹相当以上の職の総数は81人であり、平成19年度中における昇任者数の内訳は下表のとおりです。

	調整幹相当	課長相当	主幹相当	計
昇任	3(0)	3(1)	6(2)	12(3)

(注) ( )内は、女性数で、内書きです。

### (4) 職員の退職・再就職の状況

平成19年度における職員の退職及び再就職の状況は下表のとおりです。

区分	事務職	技術職	保育士・幼稚園教諭	全職員
定年退職	7( )	1( )	1(1)	9(1)
勸奨退職	1(1)	( )	( )	1(1)
自己都合退職	( )	( )	1(1)	1(1)
その他(死亡、免職、失職)	( )	( )	1(1)	1(1)
退職者計	8(1)	1( )	3(3)	12(4)
再就職者	3( )	( )	( )	3( )

(注) 「再就職者」とは、退職後に当町、外郭団体、出資法人などに再就職したものをいいます。

(注) ( )内は、女性数で、内書きです。

### (5) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成18年	平成19年			
一般行政部門	議会	4	4	0	・総務部門－システム導入等による事務の効率化による減員 ・民生部門－すぎとピア所長兼職及び保育士退職による減員 ・衛生部門－環境センター業務主事退職による減員
	総務	69	67	△2	
	税務	27	27	0	
	民生	70	67	△3	
	衛生	25	24	△1	
	労働	2	2	0	
	農林水産	10	10	0	
	商工	4	4	0	
土木	28	28	0		
小計	239	233	△6		
政特別部門	教育	74	72	△2	・教育部門－生涯学習センター開設に伴い準備期間増員分の減員、幼稚園教諭退職による減員 ・消防部門－消防士退職による減員
	消防	79	76	△3	
	小計	153	148	△5	
会計部門 公営企業等	水道	10	10	0	
	下水道	7	7	0	
	その他(国保等)	20	20	0	
	小計	37	37	0	
合計	429	418	△11		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 再任用短時間勤務職員は、含みません。